

座長骨子案に対する意見は先に提出した通りですが、以下、部会の議論に対して疑問に思った点を述べる機会がなかったので、以下2点に絞って疑問点を認めます。

1) 収容期間に上限を設けることの議論に対する疑問

入管収容施設被収容者の服薬割合が高いのは収容期間が長く、ストレスフルであるため、収容期間に上限を設けるべきであるとするのが議論されましたが、収容期間が長期化しているのは、本人が帰国を拒否しているからで、速やかに帰国すれば諸問題は解決されるどころ、帰国できない事情を挙げて本人が帰国を拒否しているのが実情と思われます。

帰国できない事情として家族等の問題が挙げられていますが、家族ともども帰国すればよいし、家族が一緒の帰国を拒否するなら、単身で帰国し、一定期間後、条件を満たして再入国すればよいと思われます。いずれにしても収容期間の長期化とそれに伴う問題は国の強制によるものではなく、家族等の事情を含め、被収容者の自己選択の問題であることが強調されてしかるべきだと考えます。なお、家族等の事情が入国後に生じたのであれば、強制的に出国させられないための保険として意図的に事情を作った可能性も否定できない上、こうした事情が安易に認められれば、入所者増を招き、事情の調査等に時間がかかって、結果として収容期間の短縮にはつながらないのではないかと懸念します。

2) 難民認定の議論への疑問

難民は総じて裕福ではないと想像されるのですが、難民認定を希望する彼らが、なぜ、難民認定率が高く、渡航費用も安い国を選択せず、わざわざ高い渡航費用を払って、難民認定率の低い日本に来たのかが疑問でしたが、説明がなく議論もされなかった点も不思議です。